

## 回 答 書

### 1 デジタル化・オンライン化について

- ①小田原市地理情報システム（ナビオ Navi-0）で開示される情報のさらなる拡充を要望します。例）埋蔵文化財包蔵地情報

#### 【回答】

小田原市地理情報システムは、レイヤーを重ねて様々な情報を表示させることが可能となっているため、基本的には、今後も関係所管と調整のうえ、情報の拡充を図ってきたいと考えています。 (担当課：デジタルイノベーション課)

一方で、埋蔵文化財包蔵地情報については、小田原市遺跡地図を文化財課の窓口で配布しておりますが、原本を神奈川県教育委員会が作成しており、小田原市地理情報システム（ナビ・オダワラ Navi-0）上では完全に再現することができません。したがって、現在は小田原市地理情報システムでの閲覧には対応できていません。

しかし、利便性向上のため、小田原市遺跡地図を市ホームページで公開するための協議を神奈川県教育委員会と行っています。現在、電子データの公開にあたっての留意事項を含む要綱を神奈川県教育委員会が検討していますので、その要綱が施行され次第、ホームページ上での小田原市遺跡地図の公開を行いたいと考えています。

(担当課：文化財課)

- ②国府津—松田断層に関しては現在神奈川県の HP にリンクが飛ぶ形になっているが、スムーズな土地利用に向けて小田原市地理情報システム上でもわかるようにしていただきたい。

#### 【回答】

国府津—松田断層のデータは国土地理院が保有しているため、データの提供などについて今後調整を行うとともに、小田原市地理情報システム（ナビ・オダワラ Navi-0）への反映に向けて、システム上の課題の有無を確認しながら作業を進めてまいります。

(担当課：防災対策課)

- ③市で発行する各種証明書に関して、個人のものであれば、マイナンバーカードを利用してコンビニ等で取得できるものもございますが、各種税証明、身分証明書、お客様

から依頼を受け委任状で住民票を取得する際は、市役所や支所を利用する必要がございます。開所時間外でも発行してもらえるような無人機器の設置、若しくはオンライン上で手続きできるようなシステムの構築を要望します。(委任状の取得について、無人機器での取得が不可能である場合は、開所時間延長の検討を併せて要望します。)

**【回答】**

評価証明書、公課証明書及び法人名義の税証明の窓口業務時間外における取得については、現在、毎週火曜日に本庁舎窓口を19時まで延長することにより対応しています。

このほか、特に、税証明については、事前に電話予約していただくことで、土・日曜日の午前8時30分から午後5時までの間、マロニエ住民窓口とアークロード市民窓口で取得が可能となっております。

以上のことから、現状では、窓口業務時間外において証明書などが発行可能な無人機の設置、若しくはオンライン上で手続き可能なシステムの構築は考えておりません。

(担当課：資産税課)

身分証明書については利用頻度が低いため、個別での無人機の設置及びオンライン申請については考えておりません。また、住民票の写しについては、住民基本台帳法に基づいて交付事務を行っているため個別での対応はできません。

なお、時間外での証明書交付については、毎週火曜日に19時まで本庁舎窓口の延長を行っていますのでご利用ください。

(担当課：戸籍住民課)

## 2 人口増加政策について

### 1 市外からの移住者へのサービス（近隣自治体との比較）について

**【回答】**

本市では、移住者に対する新幹線通勤や住宅購入の補助制度はなく、小田原暮らしの魅力を発信する移住プロモーションや移住相談などのオーダーメイド型サポートを先輩移住者と連携して展開することを中心に、移住促進を図っています。

かつて実施していた新幹線通勤補助（平成17～19年度、転入者のみ対象、補助期間3年、年間上限5万円）については、利用者アンケートなどにより、移住のきっかけとまではなり得なかったことも判明しています。

本市としては、小田原の暮らしとまちに魅力を感じ、気に入っていただくことが、移住とその先の定住につながるものと考えており、現在のところ、新幹線通勤や住宅購入

などに係る金銭支援によって移住の促進を図る考えはございません。

なお、全国的に展開されている地方創生移住支援事業（移住支援金）については、本市は東京圏で条件不利地域ではないため、国庫補助の対象外となっています。

（担当課：企画政策課）

## ii 市街化調整区域の開発許可制度について

### 【回答】

既存集落持続型開発許可制度（既存タイプ・緑住タイプ）は、既存集落の維持、営農環境の保全及び宅地外延化の防止を目的としています。

そのために必要な基準として、連たんや道路要件などを定め、制度運用しているところであり、現時点において本制度の見直しは考えておらず、引き続き適切な運用を図ってまいります。

また、移住希望者等のニーズに対しては、令和5年3月に改定した空家等対策計画において、既存住宅の流通促進などを位置付けており、既存ストックを市場流通することなど、多角的に対応してまいりたいと考えています。

（担当課：開発審査課）

## iii 国府津、鴨宮地区における土地利用の共同化、高度化の促進（容積率を現状から400%へ）について

### 【回答】

優良建築物等整備事業につきましては、現在、小田原駅周辺の指定容積率400%以上の商業地域を対象区域としております。今後は、本市の立地適正化計画における都市機能誘導区域内の特に交通利便性の高い駅周辺において、道路の整備状況や土地利用の状況などを踏まえ、民間再開発の動向にも注視しながら、対象区域を検討してまいります。

なお、容積率の変更については、本市の用途地域決定基準で、近隣商業地域の容積率は原則200%としており、鉄道駅周辺の道路等の基盤整備が完了している区域は、300%に定めることができるとしております。

また、商業地域への変更については、近隣商業地域では認められない風俗施設の立地が可能になるほか、日影規制も適用されなくなるなど、既存の市街地環境に与える影響が非常に大きいことから、国府津駅及び鴨宮駅周辺の土地の高度利用については、必要となる容積率や整備を行う区域の規模を勘案し、地区計画制度等の活用を含め検討する

必要があると考えております。

(担当課：都市計画課)

#### iv 鬼柳地区市営住宅の在り方について

##### 【回答】

鬼柳地区の市営住宅は、市営住宅ストック総合活用計画において、「当面は維持保全に努めるとともに、建替えを含めて将来計画を検討」することとしています。市営住宅は、低所得者の住宅セーフティネットとして重要な役割を担っており、鬼柳地区には現在も100世帯以上の市民が入居していることから、再整備に当たっては、現入居者の生活の存続を念頭に検討すべきものと考えており、直ちに人口増加施策として市営住宅敷地を活用することは難しいと考えています。

将来的に市営住宅を再整備する場合には、PFI等の公民連携手法も選択肢となり得ると考えています。

(担当課：建築課)

#### v 郊外における交通弱者に対する交通手段確保の早期実現について

##### 【回答】

地域のニーズを把握した中で、特にバス路線の空白時間帯が生じている地域において、日常の移動手段に課題があることが明らかになったことから、現在、策定中の小田原市地域公共交通計画に、こうした地域の実情に応じた移動支援策の位置付けを検討するため、令和5年度中の早い段階で、曾我・下曾我・国府津・橘地域において、利用実態や効果を検証するための実証事業に取り組んでまいります。

移動支援策の検討にあたっては、市内を運行する交通事業者と連携するほか、交通事業者や有識者、市民代表、国、県等で組織している小田原市生活交通ネットワーク協議会において、意見を伺いながら取り組んでまいります。(担当課：まちづくり交通課)

#### 3 「ゼロカーボン・再エネルギー」活用に向けての整備費支援について

##### 【回答】

開発に係る無電柱化につきましては、令和4年度に国の支援制度が創設され、令和5年6月には国からガイドラインが示されたところですが、新たな制度活用では、電線管理者や事業主の費用負担が発生することに加え、整備手法上の問題などもあることから、今後、電線管理者や道路管理者など、関係機関と協議、調整を進めてまいりたいと

考えています。

(担当課：開発審査課)

ゼロカーボン宅地、エネルギー循環宅地などへの整備費支援につきましては、昨年度に引き続き、地球温暖化対策を推進するため、各家庭に対し再エネ・省エネ設備の導入支援を行い、令和4年10月からは、国の脱炭素先行地域づくり事業及び重点対策加速化事業の採択を受け、この交付金を活用した太陽光発電設備の補助金を開始するなど、住宅への支援策の拡充を行いました。現時点では宅地整備にかかる支援は予定しておりません。引き続き、国や県の動きも注視しながら今後の取組を検討してまいります。太陽光発電設備の導入と一体となる宅地整備であれば設備支援は可能ですので、整備の方策について別途協議させていただければと思います。

(担当課：ゼロカーボン推進課)

#### 4. 豪雨対策について

##### i 総合的な治水整備

###### 【回答】

国では、激甚化、頻発化する水害に備えるために、これまでの河川整備に加え、流域のあらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト一体となった水害軽減に取り組む、流域治水を推進しているところです。

これを踏まえ、県では、流域治水協議会等を立ち上げ、酒匂川・森戸川・山王川・早川・狩川の各流域の河川・下水道管理者、神奈川県、市町等のあらゆる関係者が協働して計画的な治水対策に取り組んでおります。

本市においても、河川の護岸整備や雨水幹線の整備などの対策を着実に推進し、治水対策の強化に努めてまいります。

(担当課：道水路整備課、下水道整備課)

##### ii 宅内での貯水、浸透処理

###### 【回答】

一般家庭における雨水流出抑制施設の設置にかかる支援については、国や県及び県内他市の動向に注視しながら検討してまいります。

(担当課：下水道整備課)

### iii 公共施設での貯留及び浸透

①学校などの教育施設、公園（大小を問わず）、工場等の事業所での雨水貯留浸透施設の設置や浸透ますや浸透トレンチ設置の推進、道路の透水性舗装への転換を要望します。

#### 【回答】

雨水流出抑制施設については、面積が5,000平米を超える開発事業において雨水貯留施設の設置を義務づけるとともに、浸透トレンチ管や浸透ます等の設置を認めています。

道路の透水性舗装については、ヒートアイランド現象の緩和などに効果があるとされていますが、通常の舗装と比較して耐久性が低いことや目詰まりによる透水性のレベルの低下といった維持管理上の課題もあることから、新設道路の歩道等で採用しており、今後も整備路線等を適切に選定しながら活用してまいります。

（担当課：下水道整備課、道水路整備課）

②遊水地や調整池、貯留槽などの貯留施設を市内の公園等に設置することを要望します。

#### 【回答】

公園等の一部を調整池とした事例としては、面積が5,000平米を超える開発事業においてありますが、現時点では市自らが公園等を遊水地とする計画はありません。

市内の雨水排水対策としては、神奈川県が市内二級河川で展開する流域治水プロジェクト等により、あらゆる関係者が協働して治水対策に取り組んでいるところであり、そ

の中でご提案の件につきましても今後、調査・研究に努めてまいります。

（担当課：みどり公園課、下水道整備課）

### iv 小田原球場や小田原アリーナ等の大型施設での雨水の循環化

#### 【回答】

今後新たに造る施設においても、面積が5,000平米を超える開発事業の場合には、雨水貯留施設の設置を義務付けておりますが、地下への貯留施設の設置は事業主の判断となります。

なお、市民ホール、斎場など公共施設の建設において地下貯留施設を設置している事例があります。

（担当課：下水道整備課）

## 5 道路のセットバック・整備について

### i セットバックについて

#### 【回答】

市では、狭い公道に接する敷地に建築する場合、道路後退（セットバック）する土地の買取り等をする制度として、「小田原市建築行為等に係る後退用地の確保及び整備に関する要綱」を定めており、用地購入や土地家屋調査士への測量委託等の費用については、国の社会資本総合整備交付金という補助制度を活用し対応しております。

また、道路後退に伴い電柱等の移設が生じる場合には、後退による拡幅効果が最大限発現できるよう調整に努めてまいります。

なお、ご指摘の案件については、早急に電気事業者と移設に向けた協議を進めてまいります。  
(担当課：土木管理課)

### ii 道路の権利の整備について

#### 【回答】

公道の一部に個人所有地が存在している等の相談があった場合は、寄付や有償譲渡等により所有権の移転を行っております。なお、個人の相続登記が完了していない場合は先に相続登記を完了するようお願いし対応しています。  
(担当課：土木管理課)

## 6 埋蔵文化財の本格調査の見直しについて

#### 【回答】

文化財課としては、国補助金の増額を要望するとともに、機材、施設、困難な業務である発掘調査に対応できる専門職員の拡充等、体制整備による本格調査への早急な対応を目指していますので、ご理解いただきたいと存じます。  
(担当課：文化財課)

## 7 農転5条の即日発行について

#### 【回答】

農地法第5条第1項第6号の農地転用届出の即日発行についてですが、提出された書類の内容確認を含め、受理可能と判断された段階で起案を行うため、概ね1週間程度の期間をいただいております。

この運用につきましては行政手続法第6条の標準処理期間の範疇と考えておりますが、

届出者の利便も考慮し、可能な限り処理期間の短縮に努めてまいります。

(担当課：農業委員会事務局)

## 8 小田原を代表する著名人・富野由悠季氏を顕彰する施設を通じた観光拠点・街づくりについて

### ①富野由悠季氏の関連施設の建設及び関連作品の立像の設置による観光資源の創出とそれによる観光誘客の要望

#### 【回答】

富野由悠季氏に関連する施設の建設や作品の立像の設置により、本市への多くの誘客が見込まれるものと考えております。

しかしながら、実現に向けては、建設の場所や費用をはじめ、市民の理解や複数の著作権会社との調整など様々な課題があり、何よりも、富野氏ご本人のご意向がもっとも重要であると認識しております。

現在、富野氏にちなんだバナーフラッグを作成しておりますが、引き続き、富野氏と連携を図りながら関連する事業に取り組んでまいります。

### ②富野由悠季氏に小田原の観光振興、街づくりに協力を求め、小田原との関係性を深めるよう努力すること

#### 【回答】

小田原ふるさと大使は、それぞれに活躍する分野でのPRを通して、本市のイメージアップに寄与していただいている他、様々な市事業へご参加いただくことを通じ、魅力的な事業実施にもご貢献いただいております。

富野監督にはこれまで、ガンダムデザインマンホールの寄贈やそれに伴う各種イベント、また、市観光交流センターのオープンに合わせて開催した「小田原Tシャツアートフェスティバル」の審査員をお引き受けいただくなど、さまざまな観光施策に寄与していただいております。

今後も、こうした市政へのご協力をいただくとともに、市政の方針などをご理解いただいた上でご活動いただけるよう、引き続き広報紙をお送りする他、富野監督とも関係性を密にしております。

(担当課：広報広聴室)